

「子ども110番の家」

「子ども110番の家」とは

子どもが「誘拐や暴力、痴漢」など何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動です。

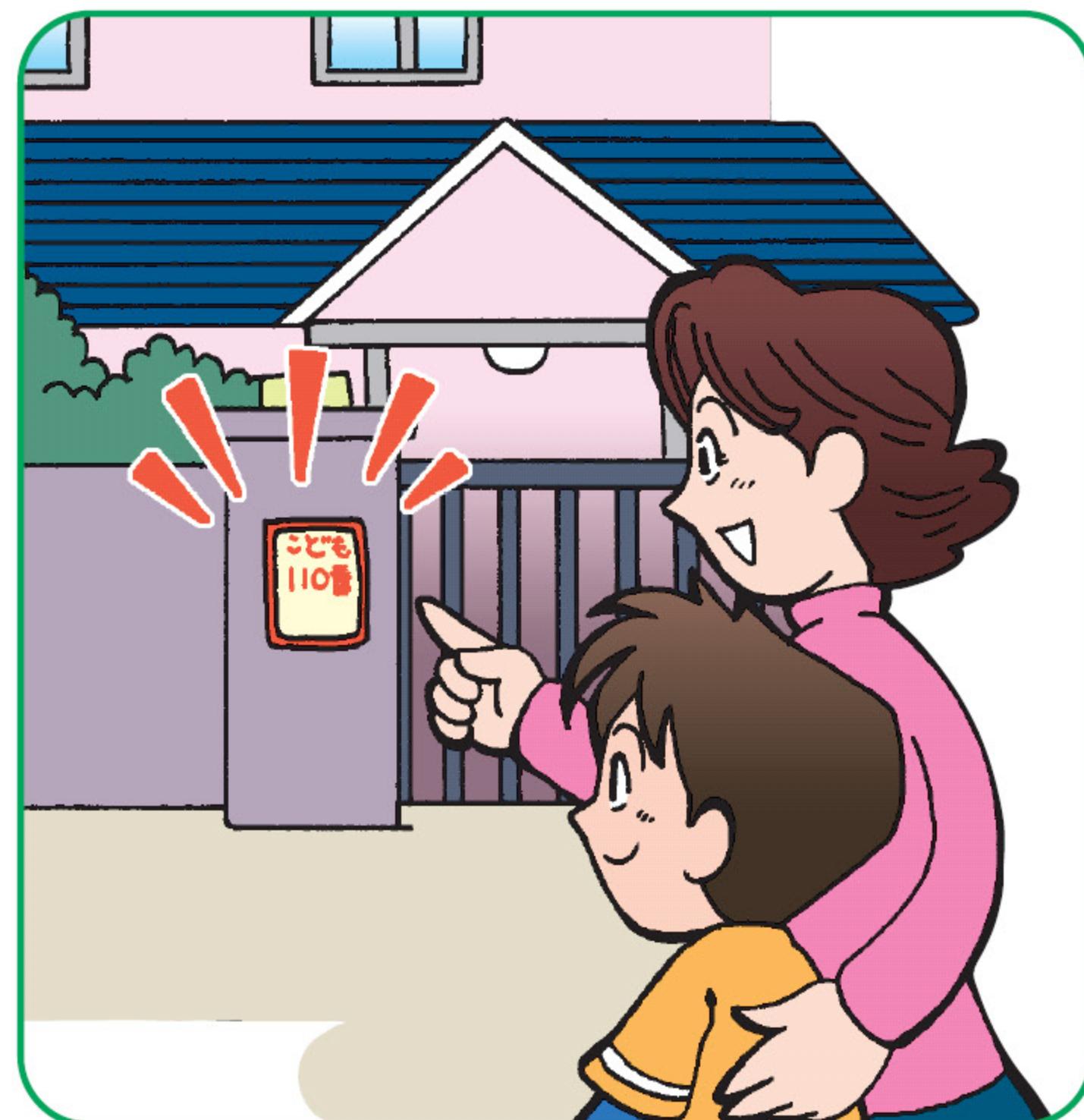
活動の内容

- 犯罪等の被害に遭い、または遭いそうになって救助を求めてきた子ども等の保護
- 事件・事故の発生を認知したときの110番通報、学校、家庭への連絡
- 日常生活の中で、近所に子どもたちが被害に遭いそうな危険な箇所等を発見した場合の連絡



活動上の留意事項

- 子どものプライバシーを尊重し、秘密を守りましょう。駆け込んできた子どもがたとえ顔見知りであっても、その内容を容易に近所の人に話すことのないよう、注意してください。
- 子どもの立場にたった思いやりのある対応を、心がけましょう。
- 自分で犯人（不審者）に立ち向かおうなどという無理な活動は、決してしないようにしましょう。



対応要領

子どもが助けを求めてきたら、まず家の
中に入れて保護してください。

1



まず自分が落ち着く

話を聞く側があわてたり興奮したりしないよう、まず自分が落ち着いて子どもの話を聞いてあげましょう。

2



子どもを落ち着かせる

「もう大丈夫。」などとやさしく声をかけて子どもを落ち着かせてあげることが大切です。

3



子どもから話を聞く

裏面の聞きとりメモを利用して、子どもから話を聞いてください。

「子どもから話を聞くときのポイント」

- ・静かな場所で話を聞く。(落ち着いた雰囲気をつくる)
 - ・椅子にかけさせるなどして子どもと同じ目線で話す。
 - ・子どもの体調に気を配る。(気分が悪くないか、けがをしていないか等)
 - ・子どもの判断の参考となるような具体的な例を挙げて尋ねる。
 - ・子どもにわかりやすくゆっくりと話す。(強い口調は控える)
 - ・無理に答えを聞かない。(わからないことを何度も尋ねない)
- ※緊急の場合は、110番通報をしながら話を聞いてください。

4



110番通報する

「子ども110番の家」であることを告げ、あなたの住所、店名、氏名などを伝えてから聞きとり内容を順序よく話してください。

※本人が落ち着いていて自分で話ができる場合は、直接本人に110番させてください。

5



警察等が到着するまで待つ

110番通報により、できるだけ早く近くのパトカーや警察官が駆けつけますので、家の中で子どもを待たせてください。警察官が到着したら、事情を説明してください。